

	船 陸 交 通 許 可 証
	税 関 C U S T O M S

(第一枚目以降)

船陸交通許可番号 (第 号)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
所属会社等の名称		
交 通 目 的		
交 通 手 段		
交 通 の 条 件		
交 通 期 間	令和 年 月 日まで	
交通場所		写真貼付欄 ㊦
発行日	令和 年 月 日	
税関長㊦		

船陸交通許可番号 (第 号)	
交 通 目 的	
交 通 手 段	
交 通 の 条 件	
交 通 場 所	
発 行 日	令和 年 月 日
税関長㊦	

(備考)

(裏表紙裏面)

(注)

1. この許可証は、本邦と外国との間を往来する船舶へ交通する際は、常に携帯して下さい。
2. この許可証を他人に貸与し、又は不正の交通の手段として使用した場合は、回収することがあります。
3. この許可証を紛失したとき及び許可を受けた内容に変更があったときは、直ちにその旨を許可を受けた税関に届け出て下さい。
4. 次に該当する場合には、税関においてそれぞれ所要の手続きをして下さい。
 - (1) 許可の期間が満了したときは、遅滞なくこの許可証を交通の許可を受けた最寄りの税関に返還して下さい。なお、再許可申請を行う場合は、申請先税関に返還して下さい。
 - (2) 該当する交通について許可が取り消されたとき又は許可の期間内にその許可にかかわる交通をしないこととなったときは該当する交通の許可を受けた税関に届け出て所要の手続きをして下さい。
5. 関税法又はその他の法令に違反したと認められるとき若しくは交通の条件に違反したと認められるときは、この許可を取り消すことがあります。